



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次	(*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示			
493	包括外部監査契約の締結	(財政課)	1
494	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課)	2
495	〃	(〃)	2
496	〃	(〃)	3
497	〃	(〃)	3
498	生活保護法による指定医療機関の変更	(〃)	3
499	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	3
500	〃	(〃)	4
501	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課)	4
502	紀の川用水土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課)	4
503	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定	(畜産課)	5
504	基本測量の終了	(技術調査課)	5
505	〃	(〃)	5
506	道路の区域変更	(道路保全課)	5
507	道路の供用開始	(〃)	6
508	道路の区域変更	(〃)	6
509	道路の供用開始	(〃)	6
510	道路の区域変更	(〃)	7
511	道路の供用開始	(〃)	7
○ 人事委員会告示			
5	平成25年度和歌山県職員採用I種試験の実施		7
○ 県議会に関する事項			
*	和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程		12

告 示

和歌山県告示第493号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成25年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者(以下「包括外部監査人」という。)に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、囑託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために關係人の出頭を求めたときの当該關係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

武田宗久

大阪府河内長野市美加の台六丁目22番14号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社あさひ	田辺市芳養松原1丁目2-7	あさひケアプランセンター	田辺市栄町23番地秋善ビル1階	居宅介護支援事業	平成25.4.1

和歌山県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社一哲	有田郡有田川町天満86-1	訪問看護ステーションメンタルサポート1	有田郡有田川町天満86-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.4.1
株式会社アイランドフィールズ	有田市糸我町西53番地2-4-51	デイサービスびっくりORANGE	有田市初島町里1923-1	通所介護・介護予防通所介護	平成25.2.1

和歌山県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	デイサービスセンターきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺359	通所介護・介護予防通所介護	平成25.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	第2聖アンナケアプランセンター	紀の川市貴志川町尼寺359	居宅介護支援事業	平成25.4.1

和歌山県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社よろこび	新宮市蜂伏9番26号	介護センターよろこび	新宮市蜂伏9番26号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.4.1

和歌山県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		
有市医32-4	江川内科胃腸科	江川内科	有田市辻堂493番地	平成25.4.1

和歌山県告示第499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125096	由良みのり園	日高郡由良町吹井949	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.4.1

和歌山県告示第500号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250175	町屋カフェ屋敷二丁目	田辺市今福町119	就労継続B型	特定なし	特定非営利活動法人かたつむりの会	田辺市上屋敷一丁目1番32号	平成25.4.1

和歌山県告示第501号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、被包に「Guilty Dead end」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成25年4月23日

和歌山県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成25年4月8日就任）

職名 氏 名 住 所
理事 福井博一 橋本市高野口町伏原631番地

和歌山県告示第503号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により下記協会の同法第6条第1項の指定をしたので、同法第7条第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	住 所	代 表 者	指 定 年 月 日
公益社団法人畜産協会わかやま	和歌山市美園町3丁目34	葛原義明	平成25. 4. 1

和歌山県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（10000レベル空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成24年6月20日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町

和歌山県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間 平成24年3月14日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、御坊市、新宮市、印南市、みなべ町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

和歌山県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市相賀字川内出張974番5地		6.40		

先から同市相賀字出果テ990番1 3地先まで	旧	7.90	79.00
---------------------------	---	------	-------

和歌山県告示第507号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市神前字宮出147番1地先から同市神前字大沼481番1地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日 平成25年4月23日

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町調月字細谷2499 番地先から同市桃山町調月字里 子谷2506番14地先まで	旧	8.71 25.66	117.85	
同上	新	15.52 25.66	117.85	

和歌山県告示第509号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町調月字細谷2499番地先から同市桃山町調月字里子谷2506番14地先まで
 供用開始の期日 平成25年4月23日

和歌山県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字榎岸95番1地先から同町大字那智山字榎岸92番2地先まで	旧	8.85 } 12.50	44.50	
同上	新	8.85	44.50	

和歌山県告示第511号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字榎岸95番1地先から同町大字那智山字榎岸92番2地先まで

供用開始の期日 平成25年4月23日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成25年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成25年4月23日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成25年度和歌山県職員採用I種試験要綱

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	通常枠 41人程度	知事部局又は教育委員会等における事務

	特別枠	10人程度	
学校事務職		5人程度	県立学校における事務
警察事務職		5人程度	警察本部又は警察署等における事務
情報職		2人程度	知事部局等における情報処理、地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する行政事務
総合土木職		12人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職A		2人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
建築職B		1人程度	警察本部等における建築施工、監理及び設計等の業務
電気職A		1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
電気職B		1人程度	警察本部等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職A		1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
農学職		7人程度	知事部局等における農業・畜産に関する指導、普及、試験研究等の業務
林学職		3人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職		3人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務
法医鑑識		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 建築職B以外の試験区分

次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

イ 平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 建築職Bの試験区分

次のア及びイのいずれも満たす人

ア 前記（1）の要件を満たす人

イ 一級建築士若しくは二級建築士の免許取得者又は平成26年春季までに行われる一級建築士若しくは二級建築士試験により免許取得見込みの人（当該免許を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失う。）

(3) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成25年6月30日(日)	和歌山市 田辺市	平成25年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (1日目)平成25年7月下旬の指定する1日 個別面接①、論文試験、適性検査 (2日目)平成25年8月下旬の指定する1日 個別面接②、集団討論(集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	和歌山市	平成25年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。
	【一般行政職特別枠】 (1日目)平成25年7月中旬の指定する1日 論文試験、適性検査 (2日目)平成25年8月上旬の指定する1日 面接試験		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学及び自然科学)30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈)25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(択一式)40題を全問必須解答とする。 (ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。) 情報職は、記述式及び択一式試験とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)及び集団討論(集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	120点	前記(1)の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験(択一式)	180点	前記(1)の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験(文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分

第 2 次 試 験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように生かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接	
	適性検査		前記(1)の第2次試験 適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
情 報 職	数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総 合 土 木 職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建 築 職 A・B	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気 職 A・B	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化 学 職 A・B	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農 学 職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林 学 職	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学等
水 産 職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法 医 鑑 識	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、応用微生物学、衛生等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

和歌山県東京事務所
わかやま紀州館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を同封すること。

イ インターネットの場合

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を別途、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験証明書類」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年5月20日（月）から受付を開始し、同月31日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年5月13日（月）の午前10時から同月24日（金）の午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行するので、指示に従いダウンロードし、書面に出力すること。

写真票様式をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験できない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定

される。採用の時期は、おおむね平成26年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、178,800円(平成25年4月1日現在の一般行政職の場合)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)午前9時(開示期間の初日は、合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月23日

和歌山県議会議長 山下直也

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程(昭和63年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「次長、」を「局長、次長、」に、「次長等」を「局長等」に改め、同条第7号中「次長等」を「局長等」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公文書の開示決定等に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。